

富山県告示第 332 号

森林整備工事の競争入札に参加する者に必要な資格等について次のように定める。

平成 24 年 7 月 20 日

富山県知事 石井 隆一

森林整備工事の競争入札に参加する者に必要な資格等

(趣旨)

第 1 条 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、富山県が発注する森林整備工事（以下「森林整備工事」という。）の請負契約を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の資格、資格審査申請の時期及び方法、資格の有効期間、その他必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 「森林整備工事」とは、森林法第 2 条第 1 項に規定する森林において、次の各号に定める施業を実施することをいう。

- (1) 森林整備：地拵え、植栽工、枝打ち（枝落し）、つる切り、除伐、間伐（本数調整伐）、受光伐、作業歩道や簡易施設の設置及び素材の生産（立木の販売を除く。）
- (2) 保 育：地拵え、補植、根踏み、下刈り、雪起し、施肥、除伐、本数調整伐、枝落し、つる切り、作業歩道や簡易施設の設置
- (3) 作業車道：森林作業道の開設

(入札参加者の資格申請)

第 3 条 入札参加者は、次の各号のいずれにも該当する者で、第 5 条の規定により富山県森林整備工事競争入札参加資格者名簿（以下「参加者名簿」という。）に記載されたものとする。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者
- (2) 法人格を有する者

- (3) 県税（全税目）について未納の税額がない者
- (4) 業務の現場管理を行うのに必要な実務経験（5年以上）を有する者又は、2級土木施工管理技士、2級造園施工管理技士以上の有資格のある業務管理者を1名以上雇用している者
- (5) 業務の実施現場における施業を実施するのに必要な技術を有する技術作業員を2名以上雇用している者
- (6) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。）第5条第1項の規定による労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、第5条第3項の規定により都道府県知事の認定を受けた者又は、業務を実施するのに必要な資格を有する専門技術者を1名以上雇用している者

（入札参加資格審査申請）

第4条 競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、森林整備工事競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に、富山県森林整備工事競争入札参加資格審査要綱（以下「審査要綱」という。）に掲げる書類を添付して申請するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、申請書を提出することができないものとする。

- (1) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者又は、そのものを代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 第9条の規定により入札参加資格者名簿から抹消された者で、その事実があった後3年を経過しない者

3 申請書は、県内に主たる営業所を有する者にあつては主たる営業所の所在地を所管する農林振興センターを經由して平成26年度及び同年度から起算して2の倍数の年度経過後の年度（以下「定期受付年度」という。）の2月1日から2月末日まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の期間内に知事に提出するものとする。

4 前項に規定するほか、知事が必要と認める場合においても申請を受理することがある。

5 申請書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(入札参加者の資格審査)

第5条 知事は、申請書を受理したときは、審査要綱及び富山県森林整備工事競争入札参加資格審査実施要領により審査し、その結果を申請者に対し通知するとともに、入札参加資格があると認めた者を資格者名簿に登載するものとする。

2 前項に規定するほか、知事が必要と認める場合においても審査を行うことがある。

(資格の有効期間)

第6条 定期受付年度による入札参加資格の有効期間は、資格者名簿に登載された日から2年間とする。

2 前条第2項により決定された資格の有効期間は前項の残期間とする。

(変更の届出)

第7条 資格者名簿に登載された者は、申請書及び添付書類に記載された事項について変更があったときは、変更が生じた日から20日以内に、その内容を競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により知事に届け出るものとする。

(更新申請)

第8条 資格者名簿に登載された者が申請を更新する場合は、名簿登載期限内に新たに更新申請するものとする。

(入札参加資格の抹消)

第9条 知事は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。

- (1) 申請書又はその添付書類に事実と異なる事項を記載したとき
- (2) 第7条の規定による変更の届出をしなかったとき
- (3) 政令第167条の4第1項又は第2項各号のいずれかに該当することとなったとき
- (4) 第3条に定める要件を欠くこととなったとき又は、第4条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき

(5) その他不当な事由と認められるとき

(会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者の特例)

第 10 条 前条の規定にかかわらず資格者名簿に登載されている者であって、次の各号のいずれかに該当している者は、再度の申請書を提出することができる。

(1) 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の決定を受けた者（以下「更生手続き開始決定者」という。）

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の決定を受けた者（以下「再生手続き開始決定者」という。）

2 前項の規定による申請をしようとする者は、第 4 条に定める申請書のほか、知事が別に定める書類を提出するものとする。

3 知事は、更生手続き開始決定者又は再生手続き開始決定者が、再度の入札参加資格者の認定を受けていないときは、競争入札に参加させないことができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。